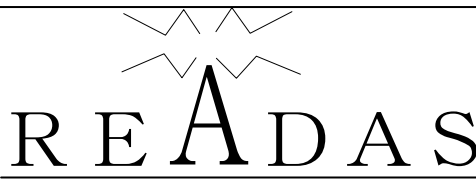


第 4415 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2012年)平成24年 2月 3日 金曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

海外渡航費

Q：この度、我が社の役員が海外視察に行きますが、この場合の旅費はどのように取り扱われますか？

A：次のように取り扱われます。

【解説】

法人が支出する役員又は使用人の海外渡航費は、その海外渡航が法人の業務の遂行上必要なものであり、かつ、その渡航費が通常必要と認められる金額であれば、旅費として処理することが認められます。したがって、法人の業務の遂行上必要と認められない海外渡航費や、法人の業務の遂行上必要と認められる海外渡航であってもその旅費の額のうち通常必要と認められる金額を超える部分の金額については、原則として、旅費として処理できず、その役員又は使用人に対する給与となります。

なお、その海外渡航に法人の業務に必要な部分とそうでない部分がある場合は、その海外渡航に際して支給する旅費を、その法人の業務に必要な部分の期間とそうでない部分の期間との比等によりあん分し、法人の業務の必要と認められない部分の金額については、その役員又は使用人に対する給与とされます。ただし、海外渡航の直接の動機が特定の取引先との商談、契約の締結等法人の業務の遂行のためであり、その海外渡航を機会に観光を併せて行うものである場合には、その往復の旅費については、法人の業務の遂行上必要と認められることとなっています。

